

報告第3号

令和5年度米原市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、令和5年度米原市一般会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和6年6月6日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

令和5年度米原市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行 為 額	左の内訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
10 教育費	2 小学校費	小学校施設改修事業	円 11,414,700	円 4,500,000	円 6,914,700	円 585,300
合 計			11,414,700	4,500,000	6,914,700	585,300

翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
	既 収 入 特定財源	未収入特定財源	一般財源	
円 7,500,000	円 0	円 市債 7,400,000	円 100,000	坂田小学校駐車場の舗装工事に当たり、先行する造成工事が完了しなかったことにより、当該舗装工事に着手できなかったことから、やむを得ず繰り越すもの
7,500,000	0	市債 7,400,000	100,000	